

## 公園等占用料改定のお知らせ

世田谷区

令和7年4月1日より区立公園および区立身近な広場における占用料を改定いたします。  
改定額の詳細は以下のとおりです。

種別		単位	占用料（円）	
電柱	本柱、支柱、支線	本/月	1,933	
標識		本/月	1,145	
水道管	外径0.4m未満のもの	m/月	171	
下水道管	外径0.4m以上1m未満のもの		429	
ガス管	外径1m以上のもの		859	
電線	電線（架空線）	m/月	143	
	地下電線		外径0.4m未満のもの	171
			外径0.4m以上1m未満のもの	429
			外径1m以上のもの	859
鉄塔		m <sup>2</sup> /月	1,432	
変圧塔、マンホールの種類		個所/月	1,432	
郵便差出箱及び信書便差出箱			572	
公衆電話所			1,432	
地下の 占用物件			m <sup>2</sup> /月	1,245
地上露出部分		429		
地下部分		716		
高架の占用物件			1,420	
天体気象又は土地の観測施設				
写真撮影のための常時占用		撮影機1台 /月	11,280	
写真撮影 のための	臨時的な占用	1回	1,997	
	映画、テレビ及びビデオの撮影	(1時間以内)	17,625	
その他の占用		m <sup>2</sup> /日	47	